

被災者の医療に関わるレセプト記載法

【一部負担徴収：一部負担免除。猶予者以外】

1、社保・国保の別判明

保険者番号判明、記号・番号判明：所定の欄に保険者番号、記号・番号を記載

保険者番号判明、記号・番号不明：所定の欄に保険者番号を記載、レセプト欄外、上部に不詳（赤色で表示）

保険者番号不明、記号・番号不明：住所又は事業所名、患者の連絡先（確認した場合のみ）を明細書の欄外上部に記載

2、社保・国保の別不明

住所又は事業所名、患者の連絡先（確認した場合のみ）明細書の欄外上部に記載

【一部負担金免除・猶予分】

免除・猶予の場合：明細書の欄外上部に赤色で災1と記載

免除・猶予の対象分と対象外分がある場合：双方を2枚1組にし、通常 of 明細書とは別に束ねて提出する。

免除・猶予の対象分と対象外分を区別することが困難な場合：赤色で災2と記載すること。

猶予措置等に係る明細書の減額割合等の記載：免除・猶予分の明細書についてはレセプトの下部一部負担金欄・最上段に免除の場合は「免除」に 印を、支払猶予の場合は「支払猶予」に 印をつける

【公費との関係】

一部負担金等免除・猶予の場合は、保険優先の公費負担医療（特定疾患治療研究事業【法別番号51】などの「公費併用レセプト」となるもの。）の対象にならない。

この場合には、医保単独のレセプトとし、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載不要（参考）被保険者証の記号・番号は不明で、かつ、一部負担金等を猶予した場合には、不詳、災1と記載。

被災者の医療に関わる編てつ方法【各県に要確認】

紙レセプトによる請求分

1、一部負担金免除・猶予の場合

免除・猶予措置等の対象となる明細書は、免除・猶予措置等の対象とならない明細書を別様にして請求する。

2、一部負担金徴収した場合

社保・国保の別判明分

【社保・国保の別判明分、一部負担徴収：保険者番号判明分「不詳分」】

社保分：支払基金に通常通りに編てつして請求

国保分；後期高齢者医療分：国保連合会に通常通りに編てつして請求

【社保・国保の別判明分、一部負担徴収：保険者番号不明分】

社保分：診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、別綴じにして支払基金に提出

国保分：診療報酬請求書を別に作成して、別綴じにして国保連合会に提出する。

【一部負担徴収分・社保・国保の別不明分】

保険医療機関において、社保分か、国保分か個別に判断し、上記の保険者番号不明分の方法により提出すること

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（平成23年3月15日付け医療課事務連絡）により一部負担金等の支払いを猶予された者については、当該猶予措置等の対象となる明細書と猶予措置等の対象とならない明細書を別様にして請求すること。

電子請求

電子請求であっても、電子レセプトによる請求ではなく、紙レセプトにより請求する。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合は電子レセプトにより請求することも差し支えない。電子請求をする場合は、方法等については個別に各保険医協会、審査支払機関、レセコン業者等に個別に相談されたい。